



上田市長殿
(都市建設部都市計画課)

令和7年9月26日

事業基本計画書に対する意見回答書

施設の設置場所	上田市中野字久保816-1,816-5
事業区域の面積	1,674.0㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課、農業委員会事務局、環境政策課、農地整備課、土木課 建築指導課、都市計画課（公園緑化景観担当、調査計画担当）

税務課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産（固定資産税）の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。 →承知いたしました
農業委員会事務局	1	農地法第5条の許可申請が必要です →承知いたしました
環境政策課	1	周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元に周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。 →承知いたしました
環境政策課	2	感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが「損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処（感電、有害物質等への対策）を適正に行ってください。 →承知いたしました
環境政策課	3	反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。 →承知いたしました

農地整備課	1	本地区の南側の農地に影響がでないようにしてください →影響がないよう設計・施工いたします
農地整備課	2	雨水等は計画にあるように場内で浸透排水するようにしてください。 →承知いたしました
土木課	1	認定外道路に影響を及ぼす場合は、別途協議してください。 →承知いたしました
建築指導課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。（高さ2mを超える擁壁も同様） →承知いたしました
建築指導課	2	西側 建築基準法第42条第2項道路に該当します。 ※道路幅員が4m未満の場合は、現況道路幅員の中心線から2mの道路後退が必要になります。（建築物の建築、擁壁等の構造物の築造は不可） →工作物になりますので建築基準法に該当いたしません
都市計画課 公園緑化景観担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準を確認ください。 （田園地域区分） →確認いたしました
都市計画課 調査計画担当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。 →承知いたしました
都市計画課 調査計画担当	2	着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。 →承知いたしました
都市計画課 調査計画担当	3	雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分にお願します。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。 →承知いたしました

都市計画課 調査計画担当	4	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。 →承知いたしました
-----------------	---	--